

令和8年度診療報酬改定にあたり
3月5日に厚生労働省より改定説明資料等が公表されました。
看護に関する改定内容等、必ずご確認ください。

厚生労働省ホームページから、
告示・通知・疑義解釈等をご確認ください。

◆ **令和8年度診療報酬改定について**

(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_67729.html)

<特にご確認いただきたい内容>



◆ **個別改定項目について**

<https://www.mhlw.go.jp/content/10808000/001655176.pdf>

◆ **令和8年度診療報酬改定説明資料等について**

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_71068.html

◆ **通知**

診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について（通知） 医科点数表

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001668501.pdf>

基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001667218.pdf>

特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001668503.pdf>

◆ **疑義解釈**

今後、順次発出予定です。

厚生労働省HP



令和8年度 診療報酬改定説明会

2026年3月26日（木） 13：00～15：00



- 【方法】 YouTubeライブ配信
【対象】 看護職員 【参加費】 無料
【申込】 日本看護協会HP上の専用申込フォームより受付
2026年3月26日15時まで



申込フォーム

<https://hs.jna.trustrain.co.jp/application>

時間(予定)	プログラム
13:00～13:05	開会挨拶 公益社団法人 日本看護協会 会長 秋山 智弥
13:05～14:20	「令和8年度診療報酬改定の概要 ～看護関連改定項目を中心に～」 厚生労働省保険局 医療課 課長補佐 平野 真紀
14:20～15:00	「令和8年度改定で看護職に期待されること」 公益社団法人 日本看護協会 常任理事 木澤 晃代



～看護職員・看護補助者の賃上げに向けて～

令和8年度診療報酬改定 (令和8年6月以降の賃金改善)

ベースアップ評価料に関して改定がありました。
令和7年度以前から継続的な賃上げを実施している医療機関・訪問看護ステーションでは一段高い評価を算定することになっています。

改定説明資料はこちらから →

「01_令和8年度診療報酬改定の概要
1.賃上げ・物価対応（賃上げ）」をご覧ください
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_71068.html



継続的な賃上げを実施している医療機関・訪問看護ステーションとは、

令和8年3月31日時点において、ベースアップ評価料の届出を行っている医療機関・事業所等(※)を指します。

(※地方厚生局に届出が受理されており、算定できる医療機関・事業所等のことをいいます。)

なお、届け出ていない場合でも、令和6年3月時点と比較して、5.5%（看護補助者、事務職員については、8%）に相当する水準以上のベア等を行っていれば可

給付金（令和7年度補正予算）

- 令和7年度医療機関等における賃上げ・物価上昇支援事業 (令和7年12月から令和8年5月までの賃金改善)
- ◆ 給付額 (厚労省HP) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_69485.html

・病院	許可病床数× 84,000円	・有床診療所	許可病床数× 72,000円
・無床診療所	1施設× 150,000円	・訪問看護ステーション	1施設× 228,000円

※ただし、給付金に申請するためには令和8年3月1日時点でベースアップ評価料を届け出ていることが必要です

持続的な物価高騰・賃金上昇の中、医療従事者の処遇改善を図る必要があります。確実な賃上げを行うことができるよう、診療報酬や給付金を通じて支援が行われています。各医療機関等においては、ベースアップ評価料の積極的なご活用をお願いいたします。



参考：訪問看護ベースアップ評価料 関連通知

訪問看護ステーションの基準に係る届出に関する手続きの取扱いについて (令和8年3月5日保医発0305第9号) 一部抜粋

(2) 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)の注3に関する施設基準

次のいずれかに該当する訪問看護ステーションであること。

- ア 令和8年3月31日時点において訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)を届け出していた訪問看護ステーション
- イ 令和8年度の対象職員の、当該評価料を算定する月時点の基本給等を合計し、当該対象職員を令和6年3月時点の給与体系に当てはめた場合と比較した場合に、5分5厘(看護補助者、事務職員については、8分)以上に相当する水準以上のベア等を行った訪問看護ステーション又は令和9年度の対象職員の当該評価料を算定する月時点の基本給等を合計し、当該対象職員を令和6年3月時点の給与体系に当てはめた場合と比較した場合に、8分7厘(看護補助者、事務職員については、1割3分7厘)に相当する水準以上のベア等を行った訪問看護ステーション



看護職能委員会Ⅱの皆様へ 重要なお知らせ

令和8年度介護報酬改定における「介護職員等処遇改善加算」の申請手続きの詳細は、3月中旬頃に通知が発出される見込みです。

他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度介護報酬改定（期中改定）では、新たに訪問看護等に介護職員等処遇改善加算が創設されます。申請には、以下の提出期日までに、書類提出が必要となる見込みです。



<https://www.mhlw.go.jp/content/001666256.pdf>

※書類の様式例を含めた詳細は、3月中旬頃に通知が発出される見込みです。
都道府県によって対応が異なる場合があるため、都道府県からのお知らせにもご留意ください。

書類	事業者	都道府県への提出期日
処遇改善計画書	従前から処遇改善加算の対象であったサービス類型を含む法人で、令和8年4月及び5月分を申請する事業者	令和8年4月15日
	加算新設事業所のみが所属する事業者など、令和8年6月以降に申請する事業者	令和8年6月15日